

東海能楽研究会 年報

「能絵鑑」再考

藤岡 道子

本稿は「能絵鑑」に関する小考である。「能絵鑑」の制作状況、制作の目的、その使途を考へる。先行研究で言及されたところに、若干の新情報を加え、若干の新私見を示したいと思う。

「能絵鑑」について

本稿を書くにあたって拙稿「徳川將軍家と能狂言絵」（『東洋哲学研究所紀要』37号・二〇二二・二・四刊）の執筆がきっかけであったこと、また薄田大輔「尾張藩麹町屋敷御成御殿の障壁画について―元禄期の江戸狩野派の動向―」（『金鯢叢書』48・二〇二一・三・三刊）に多くの示唆を受けていることを記しておく。

「能絵鑑」は周知のように現在三本の優良な作例が伝存する。三本についてはそれぞれに全図を取めた刊行本と研究者の解説が既に出ている。また、簡便に三本を比較できる「能絵鑑」（国立能楽堂・二〇一七・一・四刊）（A）もある。本稿では三本中の一本、もっとも新しく世に紹介されることになった法政

大学所蔵本（近衛家伝来本）を取り上げる。

能絵は能の研究資料として歴史、演出史、享受史ほか様々の面で有効に活用されるようになっていく。しかし、相変わらず絵の素性の不確かさに問題があり、活用法にも正確さを欠くなどの陥穽もある。「能絵鑑」にもまたその課題はあったが、宮本圭造氏により法政大学所蔵本の筆者が特定されたこと、制作環境に徳川將軍（六代家宣）が想定されたことで、史料としての精度は格段のものとなった。法政大学所蔵本がもとの家宣正室の出の近衛家伝来であったことも疑いの余地はなく、それについて宮本氏は江戸に下向滞在していた近衛基熙（正室父）への「贈答品として、家宣が狩野春湖に制作を命じ、岳父の基熙に贈った」本と考察している（A）。この点、鑑賞者の特定という点においても史料としての有効性は高いということになる。

「能絵鑑」制作の現場と贈答の様相

ここで前引の「尾張藩麹町屋敷御成御殿の障壁画について」論稿を参照したい。元禄十一年

（一六九八）三月十八日、徳川將軍（五代綱吉）のお成りに際し屋敷内に御成御殿が新築された。その造営の尾張藩の記録の考察の論で、それによると御殿障壁画等の作成に狩野派が総動員されている。当日までの準備、当日の時間割、行事の詳細等が記録されている中で、資料として付属してある中に「御成書院御床御筆御懸物之前二御傍外数件」があり、「絵鑑 此絵鑑 御成之時 公方様御所望二而献上被遊候」とある。この「絵鑑」はこの日のために新調されたものと分かるもので、上下二帖。各帖に二十五図ずつの花鳥、景物等が描かれ、各図に筆者狩野派絵師の署名がある。元禄期の江戸の狩野派各家の重要な絵師たちである。この「絵鑑」は部屋で休息した綱吉によって期待通り所望され、献上された。

「絵鑑」がこのように貴人賓客用に制作され贈答に用いられたことをありありと示す資料は他に例を見ない。將軍お成りという当家にとつてははなはだ名誉な行事の際に、当代の名だたる絵師に貴人好みの絵を描かせて、それを金箔と漆の表紙で装丁し、さらに豪華な箱に収めて床飾りとする。後代、明治

四十三年の前田家行幸の記録があるが、その折は当家の伝来の家宝、刀剣や古歌集などが閲覧に供せられている。明治期の個人宅への行幸は、先例として江戸期の大名家への將軍お成り次第が参考にされているのだが、尾張家へのお成り時は伝来の家宝に匹敵する宝物として「絵鑑」が制作されたわけである。

さてこの「絵鑑」に「能絵鑑」の筆者とされる狩野春湖（當時はまだ狩野姓でなく甲府藩時代の岡沢姓）の名はないが、御成御殿の障壁画には筆をとっている。狩野春湖がこの献上品の「絵鑑」を見たかどうかは不明だが、制作環境は近いところだったので、完成以前の時点で制作状況は垣間見ていた可能性は十分にある。法政大学所蔵本が將軍家から狩野春湖に命じて制作され、將軍家の時の賓客近衛基熙に贈答された様相はこの一時代前の綱吉のお成り時の「絵鑑」の一件に近いものと考えられるだろう。

「能絵鑑」は狩野春湖筆か

「能絵鑑」筆者が狩野春湖（一七二六没）とされるのは、箱に「能御絵鑑 春湖筆」とあり、売立て時（大正七年）の目

録に「春湖 能御絵鑑 式帖」とあり、また売立札に「狩野春湖 能楽図 二帖 百五十枚 近衛家伝来」とあるからである。この、江戸時代の能絵の規範作品とすべき大作の筆者が署名落款からではないが伝来としてわかったことの意義は大きい。

特定の著名絵師、たとえば、一蝶、雪岑、北斎等の作品は除き、ほとんどの能、狂言絵の筆者名が不明である現在である。この意義の大きさは推して知るべしである。

さて、本章タイトルに書いたように、それでは法政大学本は狩野春湖筆といつてよいのか、という問題である。絵鑑二帖百五十枚の能絵である。この制作は一人の手ではなく、複数の絵師の手に依ったと考えるべきではないだろうか。元禄期の尾張藩お成り時の絵巻作成の先例もある。狩野春湖は甲府時代からの抱え主であった家宣から絵鑑作成の統括責任者として選ばれたのではないだろうか。春湖筆の「筆」は制作責任者の意であると考えておくべきであろう。

そして絵師として選ばれたものたちには、たとえば、春湖の師筋である山下狩野家の狩野梅春（一七四三没）がいたことは推察される。観世文庫に梅春筆能絵の書写八図が残る。この書写図については雑誌「観世」（二〇二二・一刊）に深澤希望氏

の紹介と解説がある。この書写図の原因が狩野梅春筆で、それは相当に華麗な彩色能絵であつたらしく「能絵鑑」に連なる類似作」と深澤氏は解説する。狩野梅春は春湖の師家山下狩野家の山下春笑（一七一五没）の息で、春湖は春笑の山下家においての後見役でもあった。この八図は春湖筆「能絵鑑」には収載されなかったわけだが、収載された可能性もあったと考ええると、春湖の属する制作集団において、梅春を含む幾人かが「能絵鑑」絵の制作に当たっていたと考えることは至極当然のことだろう。

（観世文庫の「能絵図」および狩野梅春については六麓会例会二〇二二・一一・一四にて口頭発表した。）

朝倉氏の一向宗禁令と 越前出家・安證寺

保田 紹雲

安證寺について

浄土真宗本願寺派・安證寺（福井県越前市妙法寺町14-41）は、三光坊の父・朝倉敏景家中・千秋伊豫守・安證が蓮如に帰依して開基した千秋家（後、越前出家）の氏寺である。

ある。^{（注1）}

『越前人物志』に「安證寺由緒書」^{（注2）}がある。「当寺は往古天台宗人皇八十六代四条院御宇、能州石動山行玉坊此処にうつり、石動山妙法寺と申は、此寺の領主波多野出雲守より寺領を寄附せられ、此里の名を寄村と申候、天台宗十二世相統代十三代之寺務安證と申候、朝倉彈正敏景公の家中千秋伊豫守と申武士出家して妙法寺之住寺に罷成候、其節蓮如上人に歸し奉り浄土真宗に罷成候、法名を寺号に改、安證寺と申只今迄二十一代之古跡に御座候以上 寛延元酉八月三日 右之通福居御預所節千福村平兵衛組頭にて御尋にて指上申候」とある。

日付の寛延元年は酉年ではなく辰年なので年には誤りが含まれる。

安證寺を開基した千秋伊豫守の推定生年は応永二年（一四一四）で、蓮如上人に歸して安證寺を開基した時期を、蓮如上人の越前時代（文明三年～七年（一四七一～七五））と考えれば推定年齢は五十八～六十二歳で、隠居後であろう。

この後、安證寺は千秋家（後、越前出家）当主の隠居所でもあった。推定生年と推定年齢

この推定生年や推定年齢については、拙稿「越前出家の各代当主の推定生年」^{（注3）}で発表したもので、二代・次郎左衛門の生年を大

津市・西教寺の開山真盛上人座像の膝裏墨書の「天正九年」「六十歳造」^{（注4）}から大永二年（一五二二）生とし、元休満永の生年は中西通著「能面」^{（注5）}の三光尉面裏「癸卯（寛文三年）七十歳満永」から文禄三年（一五九四）生で、この間、二代次郎左衛門↓弟・常祐↓子・常慶↓子・満長↓弟・元休満永までの生

年の間隔を世代間の年齢差を三十二歳、兄弟間の年齢差を四歳と仮定して統計学上から推定生年を算出したもので、誤差が含まれるが、大まかな年代の検討には用い得ると考える。

以下の各人の推定生年・推定年齢もこの計算を用いるが、後述する満照の長男・「長太輔・利当・常見」を系図に加えたことで満照以前の人々の推定生年は前著^{（注3）}より修正している。

朝倉氏の一向宗禁令

朝倉氏は永正三年（一五〇六）七月九頭竜川の戦いで加賀・越前の一→一揆合同軍に勝利した後、一向宗禁止令を発し、禁令は永禄十二年（一五六九）まで続いていた。

『図説福井県史』^{（注6）}には「永正三年（一五〇六）三月に本願寺実如の命を受け、加賀の一→一揆は越前の一→衆に呼応し、（七月に）三十万の大軍をもつて越前に侵入します。しかし一揆勢は九頭竜川の戦いで朝倉氏に敗北し、吉崎の御坊は焼かれ

ました。(中略)朝倉氏は本願寺系浄土真宗を厳しく禁止し、加賀一向一揆と朝倉氏の対立はその後六十一年間続きました。戦国期の政治抗争の深化にともない、永禄十二年(一五六九)に本願寺と朝倉氏は反織田信長連合を形成し、一転して手を結ぶようになり、同時に一向宗の禁圧も解除されました。」とある。

また、『福井県史』^(注7)には朝倉家の一向宗禁令時代の一向宗徒について、「永正三年一揆の敗北以後、「朝倉始末記」の記述に従うと越前国内には一人の一向衆も存在していないごとくである。(中略)しかし、禁制下に法物や御文類が存在していたことから考えて、禁制下でも門末が存続しているのは、(中略)道場坊主以下の者は非出家者つまり俗人扱いで、嚴罰は下されるものの、国外追放の処罰はこうむらなかつたのである。また「凡俗輩并に商客下劣之類」たる門末は「髪剃りタル坊主」と違い宗内史料でも俗名でよばれている者が多く、彼らは当然のことながら他の種々の職業に従事しており、外見からただちに一向衆であることが判明することはなかった。(中略)永禄末年の禁制解除後、越前教団は急速に復興した。亡命寺院の復帰とあいまって、それを迎え入れる多数の門末の永続的な営みがあったからである。ただ国内の無名・無数

の門末がどのように存在していたのかという具体例は、為政者側の文書類からは何一つみられない。また、形式的に他宗派に属しながら本願寺の教えを守っていたという例も注目される。(後略)」とある。

禁令下の越前出目家

越前出目家と本願寺派安證寺は朝倉氏の一向宗禁令の時期をどのように過ごしていたのであろうか。

禁令の始まった永正三年(一五〇六)には安證寺を開基した千秋伊豫守安證の推定年齢は九十三歳で、既に没していると思われる。

千秋伊豫守安證の長男・三光坊の没年は天文元年(一五三二)十月三日、推定生年は文安三年(一四四六)で、一向宗禁令発令時には推定六十一歳だが、彼は天台宗の僧で越前には不在であったのではなかろうか。

三光坊弟・千秋伊豫守頼吉(朝倉家家臣・満照の父)の推定生年は宝徳二年(一四五〇)で一向宗禁令発令時には推定年齢五十七歳で、彼は朝倉氏の家臣であったが、隠居して安證寺の住寺となっていた可能性が考えられ、禁令によって越前を去っていることが考えられる。

安證寺は千秋家(後・越前出目家)の氏寺であったことから、その後は住寺を入れず、看板を下ろして廃寺としておいたのではなかろうか。

越前出目家初代・満照の推定生年は文明十八年(一四八六)で推定二十一歳の時に禁令が発せられた。二代・次郎左衛門の生年は大永二年(一五二二)で朝倉氏の一向宗禁令時代である。

越前出目家初代満照の子について

永禄十二年(一五六九)一向宗禁令が解除され、『安證寺過去帳』に初代と記されている常見法師が安證寺を復興し住寺になったと考えられる。

常見法師については、安證寺に入っていることから、満照の子で、隠居後に住寺になった人と推定される以外、経歴は一切不明である。

一方、福井県立歴史博物館編『ふくい面とまつり』^(注8)掲載の福井県立歴史博物館蔵・小徳見の面裏に刻銘で「出目二代/□/長太輔/利当(花押)」とある。

この面は武生の能面研究家・故杉浦茂氏の旧蔵品であった。

面裏刻銘「出目二代」から初代・出目満照の長男と思われるが、この人について刻銘以外のことは判らない謎の人物とされてきた。

彼が満照の長男であれば、推定生年は二代・次郎左衛門の生年より四歳前の永正十五年(一五一八)生で一向宗禁令の時期である。

禁令が解けて真宗本願寺派安證寺を復活することが出来た永禄十二年

(一五六九)には「長太輔・利当」は推定五十二歳で、隠居している年令である。

出目家では一向宗禁令の間も本願寺の教義が内々に代々伝えられていたことが考えられ、「長太輔・利当」と常見法師が同一人である事は年齢的に辻褄が合う。

満照の子にはこれまで、古能『仮面譜』に記される「二代・二郎左衛門則満」や、拙稿「補遺・越前出目家の系図の謎解き―越前出目家各代の名前の混乱―」^(注9)で明らかにした元利家初代の「古源助・常祐・満吉・三十郎」の二人が判明していたが、もう一人長男に「長太輔・利当・常見」を加え、「二代・二郎左衛門」は次男、元利家初代の「古源助・常祐・満吉・三十郎」は三男である。

さらに、古能『仮面譜』で「源助秀満・古源助・源次郎・常心坊・常慶」と記されている三代・源次郎常心坊は二代・次郎左衛門の子ではなく、長男の「長太輔・利当・常見」の子で、隠居した父より相続し手本面を受継いでいると考えられる。

天正三年(一五七五)八月信長の越前一向一揆戦の戦火で安證寺は焼失。安證寺初世・常見法師は殺害されたと考えられる。

禁令の解除で安證寺が復興してから六年目で、常見法師の享年は推定五十八歳であった。

禁令の解除で安證寺が復興してか

城福寺（越前市五分市町十一、二六）にはこの時殺害された府中近辺の僧侶二百人の首の骨を入れていた骨壺と供養塔があり、この中に常見も入っていると推定する。

一方、『安證寺過去帳』には「釈常見法師天正十年正月十三日」とある。

信長の命で越前一向一揆衆を殲滅した前田利家がその後も府中に居座っていたが、天正九年（一五八一）利家は能登一国を与えられ七尾城主になって府中を去り、これで常見の法要が出来るようになったので、安證寺過去帳の常見没天正十年正月十三日は法要の時を記したと考える。

安證寺の二度目の再興

安證寺の二度目の再興の経緯は拙稿「下間少進による秀吉の能面収集と越前出目家の秘事」^{〔注10〕}及び、拙稿「越前出目家から秀吉に献上した能面数の再検討」^{〔注11〕}に記しているので詳細はこれに譲るが、概要は満照の孫・三代・源次郎常心坊が本願寺の坊官・下間少進の仲介で、越前出目家に伝わった能面制作の手本面九十六面を秀吉に献上し、その恩賞に越前にて五十人扶持を頂戴し、下間少進の後援の下で安證寺を再興するに至ったもので、再興直後の住寺には満照から分家して元利家初代となった古源助・満吉・常祐・三十郎が入り、彼は下間少進へ忠誠を誓い

「出目源助起請文」^{〔注12〕}を書いた。

この起請文を実現する為、彼（常祐）は嫡男・常慶を京・下間少進の下へ送出し、安證寺へは満照の孫・三代・源次郎常心坊が入ったと考えられ、『安證寺過去帳』の「二世・釈常圓法師元和四年三月八日」は三代・源次郎常心坊（推定生年・天文十九年（一五五〇））であろう。

〔注1〕 拙稿「越前出目の系図の謎解き―出目家（元休家、元利家）の歴史―」（『名古屋芸文化』第二十三号平成二十五年十二月）

〔注2〕 「安證寺由緒書」（『越前人物志』上巻 仮面工 出目源助秀満の条）

〔注3〕 拙稿「越前出目家の各代当主の推定生年」（『東海能楽研究会年報』第二十号二〇一六年三月刊）

〔注4〕 杉浦茂著「越前出目家初代満照について」（武生市教育委員会編『能面の美―越前出目家初代満照の作品―』昭和五十八年刊）

〔注5〕 中西通著『能面』一九八五年玉川大学出版部刊二五二頁

〔注6〕 『図説福井県史』中世二二 越前一向一揆（一）

〔注7〕 『福井県史』（第四章 戦国大名の領国支配 第五節 越前

一向一揆 三 禁制下の一向衆

〔注8〕 福井県立歴史博物館編『ふくい の面とまつり』（平成二十五年刊）

〔注9〕 拙稿「補遺・越前出目家の系図の謎解き―越前出目家各代の名前の混乱―」（自費出版平成三十一年三月イシグロ高速印刷）

〔注10〕 拙稿「下間少進による秀吉の能面収集と越前出目家の秘事」（中部大学編『アリーナ』二十二号二〇一九年風媒社刊）

〔注11〕 拙稿「越前出目家から秀吉に献上した能面数の再検討」（『東海能楽研究会・年報』第二十五号二〇二一年三月刊）

〔注12〕 「出目源助起請文」（『下間少進集Ⅲ』（法政大学能楽研究所編 能楽資料集成6 昭和五十一年わんや書店刊）

能『御裳濯』の「石の鏡」

三苦 佳子

『御裳濯』という能には興玉神が登場する。この神は『古事記』『日本書紀』にはその名がみえないが、守護神として内宮の御垣内に鎮座す

る。夫婦岩で知られる二見興玉神社はこの興玉大神を祀る。祭神、興玉大神は猿田彦大神でもある。

この能は、天照大神の御神体である八咫の鏡を奉斎して各地を巡り歩いていて倭姫命が二見浦で興玉神と出合い内宮の御鎮座地へと導かれたこと、倭姫が汚れた裳の裾を濯いだことから五十鈴川を御裳濯川と呼ぶようになったこと等、中世の神道書とされる神道五部書の『倭姫命世記』などに伝わる内容が取り入れられている（大東敬明『御裳濯』金春月報二〇二二年三月一日）。

能『御裳濯』の初出は、世阿弥が金春禪竹に相伝した『能本三十五番目録』に記載された題名「ミモスソカワ」である。金春流謡本（M41）と喜多流謡本（T13）（共に国立能楽堂蔵）は、小異はあるが大筋としては同様の展開となっている。

まず舞台上に臣下（ワキ）の一行が登場し、伊勢参宮の帰りに二見浦の「石の鏡」を一見しようと述べる。次に、二見浦付近の田を祀る場所、田作の翁（シテ）すなわち老人と若い男（ツレ）が登場。臣下が老人に御裳濯川の由来等を尋ねて問答の場面となる。続いて世阿弥の能の定型通り、クリ・サシ・クセと展開し、老人は神道について語り、その後自ら興玉神であると正体を明かして中入りする。後半では興玉神が現

れ神舞を舞う。世阿弥が編み出した序破急五段の構成に作られている脇能で、本文には「御裳濯川」や「神風」などを詠みこんだ和歌を要所に引く。

ここで注目したいのは、臣下の一行が向かう場所である。二見浦の「石の鏡」とは何なのだろうか。

『謡曲大観』（佐成謙太郎 明治書院）の注では「石の鏡」を、神宮林に沿って五十鈴川上流（伊勢市宇治今在家町）の河岸にある「鏡石」とする。高さ6m、幅15m程の巨石で、寛政九（一七九七）年刊『伊勢参宮名所図絵』（以後「図絵」と表記。早稲田大学図書館 古典籍データベース、文庫30E〇二一）によれば、その西側が鏡のように光り、鏡石社と新川社が祀られるとする。しかし二見浦とは反対方向にある「鏡石」は目的地とするには無理がある。

二見興玉神社の周辺は夫婦岩をはじめとして岩の多い場所である。夏至の頃には夫婦岩の二つの岩の間に富士山から昇る朝日を遙拝できる。神社の公式HPによれば、江戸の宝暦年間の地震までは夫婦岩の約700m沖の海上に興玉神石が見えていて、天照大神の御神体を奉戴された倭姫命が二見浦に停泊された時、興玉大神が海上の興玉神石に出現されたことから、その後夫婦岩の前の遙拝所

よりこの神石が礼拝されることになったとする。また、興玉神石は「鏡岩」とも呼ばれていたと伝わる。理由は不明だが興玉神石も鏡とは無縁ではないようだ。ならば興玉神石が「石の鏡」かと考えたくなるが、残念ながら能の本文には夫婦岩周辺を想像させる記述は認められない。鏡という字を用いた言葉としては「鏡の宮」が本文にある。ここに「石の鏡」があるのだろうか。

現在、内宮から五十鈴川を下ると、朝熊川が五十鈴川に合流する地点の下流方向の岸には朝熊神社が、三角州には鏡宮神社が鎮座する。

朝熊神社は神道五部書などには倭姫命創建の社と伝わっており、古くから内宮摂社の第一位であった。

かつて小朝熊社とも呼ばれた朝熊神社は、『内宮八箇請屋日記』（神宮文庫「一一三三」）応永十五年十一月十六日付の頭工等注文に「一こあさくまの宮五十貫文」とあるから、世阿弥の時代に何らかの工事が行われていたことになる（谷川健一編『日本の神々 神社と聖地（6）伊勢志摩 伊賀紀伊 白水社』）。

神道五部書の『伊勢二所皇御大神御鎮座傳記』には「朝熊神社六座倭姫命崇祭之神社也」とあり、六柱の祭神の後に「件神社之寶鏡二面。日天月天所化白銅神鏡。依三神託。倭姫命之御制作也。凡天照太神御入

座之時、大年神、大山津見、山祇、朝熊水神等奉饗。此之處。故神社定給也」（『新訂増補 国史体系第七卷 古事記 先代舊事本紀 神道五部書』吉川弘文堂 一九三六年）と記される。天照大神のために神々が饗応した場所に創建されたのが朝熊神社で、宝鏡は、倭姫が作らせた日天月天が現れる二面の白銅鏡だとする。

『倭姫命世記』は、朝熊神社と推定される神社の宝鏡を「伊弉諾・伊弉冉尊、捧げ持ちたまひし所の白銅鏡二面是なり。これ則ち日神月神化する所の鏡なり。水火二神の靈しき物と為す。」（和田嘉寿男『倭姫命世記注釈』和泉書院 二〇〇〇年）と記す。日神月神と日天月天という表記の違いはあるが、二面の宝鏡が二神の現れる白銅鏡である点で二書の内容は一致する。

朝熊神社は、当初から二つの白銅鏡を御神体とし三角州の岩の上に二面の鏡を置いて神事が行われていたため「鏡の宮」と通称されていた（谷川前掲書）。

一方の鏡宮神社は、寛文三（一六六三）年に朝熊神社が再建された時、朝熊神社の御前社として創建されたので室町時代には鏡宮という社殿は存在しない。現在の祭神は「岩上二面神鏡霊」で、鏡を置く霊石は「虎石」と呼ばれ、他に「潮干石」なども存在するようだ（伊勢文

化舎編『お伊勢さん125社めぐり』伊勢文化舎、二〇〇九年）。『図絵』にも「汐干石」と「獅子伏石」が描かれるが、この「獅子伏石」が現在のは「虎石」と呼ばれているのだろう。

能作者は、二面の宝鏡とそれが置かれた「獅子伏石」を「石の鏡」と表現したのではないだろうか。

後シテとして興玉神が現れる場面を見てみよう。

地へ八玉垣の内外の宮居影みちて興玉神へ月よみの宮居照りまさる

いさぎよき影や鏡の宮所地へ空すむ雲も朝熊や

興玉神へ潮干の石と現われしも地へ済度方便の影なわすれそ

内宮、外宮、月読宮のみならず、霊石に二面の鏡が置かれた鏡の宮所（当時の朝熊神社）がそれぞれに輝きを増して、潮干の石に興玉神の姿が現れる。そのような光景を思い浮かべることもできるだろう。

ところで、能はそもそも創作されたものである以上、内容の事実関係が不明でも上演に支障を来すものではないが、興玉神が鏡の宮つまり朝熊神社に現れるのはなぜか。

『倭姫命世記』には、五十鈴川の河口の「江」において神々が御饗を奉った時に、猿田彦神の後裔宇治土公の祖大田命が参上し、五十鈴川の

川上の良い宮所を倭姫に進上したとある。その時大田命が自ら述べる三十八万歳という年齢が能の中に採用されている。この太田命を『伊勢二所皇御大神御鎮座伝記』では興玉神のこととする。こうした情報が集められて興玉神のキャラクターが創られたものと考えられる。

「江」は一見興玉神社の東の河口周辺の地名でかつてここが五十鈴川本流の河口であり、上流の朝熊神社のある場所を越えて伊勢神宮に至る。ただし明治九年に夫婦岩の前に二見興玉神社が創建されるまでは、興玉社は「江」地区の江寺（現・太江寺）の境内にあった。室町時代には夫婦岩周辺に社殿がなかったため、作者は朝熊神社を二見浦の「石の鏡」と称して、興玉神の影向の場としたのではないだろうか。

〔研究ノート〕 維新期の藤田流岐阜門人

飯塚 恵理人

尾張藩の御役者で笛方家元である藤田六郎兵衛家には、嘉永五年正月から昭和二年十月までの門人帳が残されている。これには門人の名前とその時発行された免状の内容が書か

れ、尾張藩の御用商人などの旦那衆が能楽囃子を稽古していたことを示す好資料である。この門人帳は平成十一年の名古屋市博物館『字びの系譜』展で展示され、筆者はその際に調査させて頂いた。

今回はこの門人帳に載る岐阜在住の人々について検討する。岐阜伊奈波神社の祭礼では、安宅車などの山車が能楽囃子を取り入れた山車囃子を江戸時代から演奏している。公開の場で能楽囃子を奉納するために家元について習った者がいたと考えられる。そこで嘉永五年～明治四年の門人帳から、「岐阜」在住と書かれた者の項を抜粋する。（竹ヶ鼻など岐阜市中心部でない場所は除いた）各項目の頭に丸数字を附した。

- ① 嘉永五年子九月 岐阜
一式三番 村瀬権右衛門
免状出
- ② 一同断 岐阜
林為三郎
- ③ 嘉永五年子四月
一 竹生嶋 雨月 船弁慶
一一 管豊後下端
岐阜 今町住人
村瀬甚兵衛方
- 一 盤渉 早舞大流
一同 替手式通
右者岐阜二おめて免状遣

- ④ 嘉永五年子四月
一 竹生嶋 雨月 船弁慶
一一 管豊後下端
一 盤渉 早舞大流し
岐阜今町住人
林為三郎方

- 一 狂言神楽 岐阜今町住人

- 右者岐阜地二おめて免状差遣候

- ⑤ 同年子四月八

- 一 芸道格別執心追々出精并

- 相弟子世話等茂行届き候付

- 已来取立方之儀指免候者也

- 岐阜二おめて免候

- 寺澤隅二郎

- ⑥ 同 岐阜住人

- 野田文右衛門方

- 一 脇能并真ノ音取

- 一 船弁慶 三輪

- 右者岐阜おめて免状遣

- ⑦ 同

- 一 脇能并真ノ音取

- 岐阜住人

- 牧田榮三郎方

- ⑧ 嘉永七年寅三月 岐阜

- 一 狂言神楽 村瀬権右衛門

- 免状差出候

- ⑨ 安政六未十二月 岐阜

- 一 盤渉樂 村瀬権右衛門

- 免状出

- ⑩ 安政六未十二月 岐阜

- 一 盤渉樂 林 為三郎

- 免状出

- ⑪ 一 脇能并真ノ音取

- 免状出

- 一三輪 船弁慶添遣
元治元年四月十六日
免状出ス

- 岐阜

- ⑫ 一 脇能并真ノ音取 日比野太右衛門江

- 三輪 船弁慶

- 文久三年亥二月

- 一式三番

- 一 豊後下端

- 元治元年子五月

- 右三通も免状出

- 岐阜

- ⑬ 明治三年午四月 吉田嘉三郎

- 一 脇能并真ノ音取

- 三輪 船弁慶 安宅 岐阜

- 盤渉早舞大流シ 水田利兵衛

- 一 豊後下端 一 管

- 免状出

- ⑭ 明治三年午八月 岐阜

- 権右衛門事

- 一 草神楽 村瀬秀石

- 免状出

- ⑮ 一同断 為三郎事

- 同 林 平六

- ⑯ 一同断 嘉三郎事

- 同 吉田萬兵衛

- ⑰ 明治四年未二月十日

- 一 脇能并真ノ音取 岐阜

- 三輪 船弁慶 丹羽善三郎

- 免状出

- ⑱ 同二月十二日 岐阜

- 免状出

一一 菅津嶋
免状出 村瀬秀石

このように明治維新の動乱期の岐阜でも多くの者が免状を欲していたことが伺える。明治三年、八世藤田六郎兵衛重政は番兵四等兵隊勤務を命じられながら「家芸笛家元筋之儀、従前之通被命候」^(注一)と、家元としての權威を認められている。これは当時の藤田家が能楽笛方として存続する上で非常に意味のある通達であったと言えよう。

最も多く免状を受けている村瀬権右衛門(秀石)は「明治七年伊奈波神社の社費割賦と寄進」^(注二)で鳥居再建のために二百円の寄付をしている。また「明治七・八年長良川船橋取揚銭月々勘定帳」^(注三)では金一円を「図画料」として受け取っている。

裕福で氏子としてある程度の地位にいたが、画業も行っていたことが伺える。さらに岐阜の民間資料を調べ、能楽囃子を取り入れた山車囃子がどのような人々によって支えられていたのかを明らかにしたい。

注
一 拙著『近世能楽史の研究―東海地域を中心に』雄山閣、平成十一年二月発行、二二―頁
二 『岐阜市史 史料編 近代一』岐阜市、昭和五十二年三月発行、

六二八頁
三 注二 六六四頁

補記 貴重な門人帳の資料調査を御許可下さった故十一世藤田六郎兵衛先生と「学びの系譜」展を開催して下さった名古屋博物館に記して感謝致します。本稿は令和三年度相山女学園大学個人研究費(飯塚分)による成果の一部となります。

追記 脱稿後、岐阜県図書館から、野田文右衛門が『川島町史』に住吉踊の愛好者として記載されている旨の連絡を戴いた。この門人帳における「岐阜」の範囲は岐阜市域より広い可能性が出てきた。

近世松坂の能楽に関する覚書

佐藤 和道

松坂(松阪)は、三重県の中央部に位置し、伊勢商人を輩出した商業の街として知られる。天正十六年(一五八八)に蒲生氏郷が松坂城を築いたのに始まり、古田重勝によって松坂藩が立藩された。元和五年(一六一九)に古田氏が石見国浜田

に転封となった後は、紀州藩領となった。国学者本居宣長の出生地でもある。

江戸中期の松坂について知る上で重要な史料が、森壺仙の『宝暦咄し』である。森壺仙(寛保三年(一七四三)―文政十一年(一八二八))は、松坂で米穀・繰綿・葉種等を商う傍ら、『いせ参御蔭之日記』などの著作を残した。『宝暦咄し』は、宝暦から文化頃にいたる松坂の人物や地誌、風俗などを記録したもので、同書末尾に付された「はやり事 奇談」という編年体記事の中に、能(乱舞)に関する言及がある。以下にその部分を掲出する。

(明和)二・三 岩尾十左衛門謡師
ふくら雀ひん 紺幽はやる 田中円蔵笛太コ師
四・五 乱舞時行 中西七兵衛謡師
毛利喜平太 株金町方改 紅花うへる事時行 村田又兵衛うたい

安永元 本居歌の講尺 馬二乗る事大時行 浄るり太夫所々より来はちすか兵部画教へ 乱舞大時行所々町々二席ト云事時行
五・六 乱舞大時行 所々将寄之会時行

(文化)四 かさ附 乱舞 江戸うた うんてらと云ふ詞(以下略)

『松阪市史』第九巻 地誌二

右によれば、明和二・五年(一七六五・六八)、安永元・五六年(一七七二・七六・七七)、文化四年(一八〇七)に、松坂で乱舞が流行したという。この時期、伊勢で乱舞が流行したことは、豊橋市図書館橋良文庫に所蔵される速水猪左衛門書状(植田家文書の写真らしい)にも言及されている。拙稿より以下に当該部分を引用する。

一九(年不明)九月廿九日付 植田榮作宛 速水猪左衛門義信書状

且私儀八月中旬より勢州辺江罷越候而九月節句前に帰宅仕候。彼地も当秋者作方宜候而甚景気宜御座候。乱舞も相応二時行仕候。当方者益後より乱舞時行不仕候得共先々世上ゆるみ申候趣太慶仕候。

(拙稿「豊橋市中央図書館橋良文庫の能楽関係書状」²⁾)

速水猪左衛門は、尾張藩お抱えの金春流太鼓役者である。後年の史料ではあるが、文政二年(一八一九)に勝田大夫が伊勢亀山で催した勧進能にも出演しており、しばしば伊勢地方を訪れる機会があったのかもしれない。右書状にいう「勢州辺」が松坂を指すものかは不明だが、

書状が書かれた年代は、天明年間（一七八一〜一七八九）頃と推測されるので、『宝曆咄し』のいう乱舞時行の時節と一致する。

一方、『宝曆咄し』は、「謡師」として、岩尾十左衛門・中西七兵衛・村田又兵衛の名を挙げる。同書所収の「宝曆時代西町之図」には、中西が湊町、村田が平生町に見えている。謡の教授を生業としていたようであるが、詳しいことはよくわからない。

なお、偶然の一致の可能性もあるが、伊勢猿楽の和谷大夫系図に、「当村中西久右衛門」の名が見え、江戸期の和谷大夫の催しにも中西姓の役者の名が散見される⁴。和谷大夫らの弟子であった可能性を考えてみるべきかもしれない。また、明治以降の東海地方における能番組を集成した『能囃子出勤覚』（鴻山文庫）のうち、伊勢安濃津で催された諸番組（明治十二年十月四日伊勢国安濃郡津旧藩主東堂家先祖高山神社祭典二付神前二於テ奉納能組）、「明治十三年四月二十五日〜二十六日伊勢国安濃郡津公園内博覧会場ニヲイテ能組」の中には、「岩尾（雄）喜二郎・岩尾萬藏・村田時三郎・村田源兵衛・村田莊斎」など、岩尾姓・村田姓の役者名が散見される⁵。これについても直接的なつながりを示す証拠があるわけではないが、『宝曆咄し』に載る謡師の遠戚であった可能性もあろう。

松坂の能については、未だ不明な点が多い。何かご存じのことがあれば御教示賜れば幸いである。

- 1 松阪市史編さん委員会編、蒼人社、一九八一年。
- 2 『演劇研究』四十四号、早稲田大学演劇博物館、二〇二一年。
- 3 『二色の翁舞舞調査報告書』伊勢市教育委員会、二〇〇八年、一八一頁。
- 4 同右、一七二頁・二〇一頁等。
- 5 拙稿「資料紹介 鴻山文庫蔵『乱舞帳』『能囃子出勤覚』（『東海能楽研究会三十周年記念論集』二〇一五年）。

豊橋魚町の狂言台本と『波形本』——『茸』（くさびら）をめぐる——

米田 真理

ある日突然、家の庭に大きなキノコがたくさん生えてきた。そこで、山伏に祈禱してもらったところキノコはますます増えてきて……。

大まかにはこのような筋書きを持つ狂言《茸》だが、その茸（キノコ）をどう感じるか、また祈禱の結果

果どうなったかについて、様々な演じ方が見られる。そのことは、小谷成子・野崎典子『和泉流秘書』（愛知県立大学附属図書館蔵）翻刻・解題十二（終）（『愛知県立大学日本文化学部論集』第二巻、二〇一一年）が詳しく、江戸期の和泉流山脇派の台本五種『天理本』『波形本』『和泉流秘書（愛知県立大蔵）』『型付本』『雲形本』について、本文を挙げながら比較されている。これによれば、茸の生えることを嫌がるのが『天理本』『波形本』『雲形本』の三本、逆に喜ばしいものに趣向を変えておもしろみを工夫しつつ、嫌がる趣向も替えの仕方として記すのが『和泉流秘書』『型付本』の二本である。

また、法政大学能楽研究所蔵『和泉流明和根本』は明和〜文化年間の奥書を持つ、もと三十冊、現存二十二冊組の台本だが、その第三冊（奥書なし）所収の「茸」「茸仕替」は、『和泉流秘書』と全く同じ台本である（所作やイノリの詞章を略記するが、セリフは同じ）。近世後期の和泉流に、茸を嫌がるものと、喜ぶものと、二様の趣向が平行して存在していたことが知られる。

さらに細かく見てみると、茸を嫌がる度合いにも濃淡がある。『和泉流秘書』『型付本』『中根本』の替えの仕方では、山伏が「一折いのつて忽折けしてやろふぞ」（『和泉流秘

書』）と言う通り祈禱の目的は茸を消すことであるし、結末部ではアド・依頼主が「兎も角も早ふ折けして被下」と言うのに茸がますます増え、山伏が「ハアゆるして呉れい」と言って追い込まれるように、徹頭徹尾、茸は迷惑な存在として扱われる。その傾向は、『雲形本』ではさらに「悪心のかい鬼茸」を登場させることで増長されている。

だが『波形本』では、茸を嫌がっていることが明確でない。『波形本』では祈禱の目的は「わるい事なりともよいふに一加持しててんじかへておませう」であり、茸を消そうとは言っていない。実際、レイシが出ると吉事だと判じ、以後「弥々きのこのふへるやうに」「いよく此家の栄へるやうに」祈り続ける。茸が増えた後も、アドは「毎年此やうに出ますれハ重宝でござる ちとお山伏へも上ませう」と歓迎し、山伏も「是ハよからう ちとおくしてたもれ」と喜ぶ。ただし、終曲部には型付として、茸が「山伏エモタレカ、ルヤウニイツレモスル 山伏イヤガルテイニテ イノリナカラ楽ヤエ入」とあり、茸に嫌悪感を抱く様子が記される。アドは「又々大分二成も困惑の色が見える。つまり茸に対する歓迎ムードがどんでん返しのように一変するわけだが、その演出的

効果は、ひとえに終曲部における演者の所作や表情にかかっている。もし、山伏の「イヤガルテイ」がうまく出せなかったら、歓迎ムードのまま祝言性が前面に出ることにすらなってしまう。

さて、江戸時代から町衆による演能が盛んだった豊橋の魚町には『茸』の狂言台本が三本あり、いずれも『波形本』の引き写しと言えなくらい、ほとんど同文である。これは魚町や、交流のあった新城の狂言を指導していたのが、『波形本』をまとめた早川幸八家の二代目および三代目であったことによる。³「ほとんど」と言うのは、終曲部などの細かい型付を記さないこと、そして結末近くの「毎年此やうに出ますれハ重宝でござる ちとお山伏へも上ませう」云々のやりとりを記さないことが、『波形本』と異なるのである。

魚町の三つの台本は、東海能楽研究会が付した番号で示すと、No.131大木惣助署名本、No.101牧野新作署名本、そしてNo.16無署名本である。

大木惣助は魚町住人で、江戸時代後期の文政年間に豊橋や新城で狂言を演じた記録が残っている¹。署名のある台本で現存するのはこの『茸』だけだが、同じく魚町住人で22本もの台本を残した古市猪兵衛署名本の中に「惣助様より借写」の奥書を持

つものが二本ある（No.138①成上り・No.5伯養）。魚町の能楽記録の中では最も古い年代の人物である。

また、牧野新作は明治時代、魚町の隣町である呉服町に住んでいたが、もとは新城の人で富永神社の祭礼能にたびたび出演し、新城では「先生格」として扱われていた²。明治十七年から三十四年にかけて「千歳・三番叟」をはじめ『釣狐』『金岡』『花子』といった重い習事も伝授され³、相当な実力者であった。筆者（米田）は現在、牧野新作関係の台本の翻刻を進めているが⁴、『波形本』の引き写しのような本文が多く見られる。

これら世代の異なる二人の書写本が同文であることから、この台本は魚町のみならず新城など早川幸八家の指導が入った地域で、素人が演じる際の標準的な台本として用いられていたことが窺われる。その演出は、歓迎ムードから迷惑ムードへの転換を退場場面のどんでん返しとはせず、「毎年此やうに出ますれハ：重宝」云々の歓迎ムードをなくすことで、ゆつくりと迷惑ムードを作っているようになっている。演者の力量に頼ることが少ない台本といえる。

そもそも『波形本』じたい茸を嫌がる姿勢が明確でないのは、上演する場面に応じて祝言性も出せるよう

にできていたのかもしれない。だが、魚町の大木惣助本が書写されたと思われる文政年間は、時の家元・元業が『雲形本』で迷惑ムードを強化した時期と重なっている。和泉流の『茸』の性格が定まったことが、町衆の狂言における『波形本』系台本に影響を及ぼした可能性もあるだろう。

- 1 文政十三年閏三月九日、豊橋聖眼寺「浄頼十三回忌追善舞囃」番組（久曾神昇氏「豊橋地方における近世以前の能楽」『愛知大学総合郷土研究所紀要』20号。一九七五年）。早稲田大学演劇博物館安田文庫蔵「能囃子番組之留」（天保く安政年間。佐藤和道「能囃子番組之留」に見る豊橋の能」『東海能楽研究会年報 第16号』二〇一二年）。新城富永神社祭礼能には文政九く弘化元年に4回出演
- 2 ①大原紋三郎「新城祭礼能番組帳 上・下」、非売品、一九九六年 ②大原紋三郎「新城祭礼能番組帳解説」、非売品、一九九七年
- 3 佐藤友彦氏ご教示「山脇門人帳」による
- 4 「豊橋市安海（やすみ）熊野神社蔵 牧野新作（真三九・方叔 関係伝書 翻刻と解題）「一」

および「二」、『朝日大学一般教育紀要』第44、46号。二〇〇〇年、二〇二二年
本稿を成すにあたり、魚町能楽保存会からご協力を賜りました。また、本研究はJSPS科研費JP17K02431の助成を受けたものです。記して深謝申し上げます。

太閤能「柴田」について キを通して

延広 由美子

豊臣秀吉が大村由己に創らせた能の一つに「柴田」がある。内容は柴田勝家に縁のある僧が越前北庄に来ると、勝家の化身が現れて昔語りをし、僧の弔いを受けて最期の有様を再現する。柴田討。（『日本国語大辞典』）

とあり、この説明からもわかるようにポイントの一つにワキの「柴田勝家に縁のある僧」がある。勝家は自刃しているが、養子もいたし、娘の婚家先もあるので縁の人は多い。まず、この僧が自分でどのような語っているか書き出してみる。「尾張の国末よりより出たる僧」「北国を見ず候」「柴田修理亮勝家のゆかりの者」「世に亡き人のゆかりの末」

「末もりの昔を思ひ出づる」「勝家が。ゆかりの末」とあり、尾張国末もり出身で、勝家縁の末裔であり、初めて北庄に來たのだという。

出身地を国名まで言うのは石川県羽咋郡押水町にも「末森城」があり、『太閤記』等にも見えるので、ここと混同されたくないためだろう。では「尾張国末もり」と勝家にはどのような関係があったのであろうか。

末もりは織田信長の父信秀の最後の居城の地である。太田牛一『信長公記』の関連記事をまとめてみると、勝家は信秀に仕えていたが、信秀死後は信長の弟勘十郎（信行）がこの城を相続し、勝家は家臣となっていた。信行は信長の同母弟だが、この兄弟は信長の一番家老や勝家等の思惑により不仲になる。弘治二年に信行が信長御台所知行地に手を出したのを契機に戦になり、信行は敗戦し、殺されても仕方ない状態だったが、彼らの母の口利きで助かった。

しかし、翌年また信行が信長の地を奪おうとしている旨を今度は勝家が信長に密告してしまう。信長は病氣と称して外出せずにいたので、彼らの母と勝家に見舞いを勧められた信行が出かけたところ信長の居城清州城で殺されてしまった。勝家が裏切った理由は信行が男色相手に家中の有能な人材を与えるようになり、軽んじられるようになったことによ

るもので、この功績により勝家は後に越前が与えられたとしている。

つまり、勝家が越前を信長から拝領したのは末森での主への裏切りによるものであったことになる。そして、信行の子（信澄）を勝家は養子としていた。

この信澄は妻が明智光秀の娘だったことで本能寺の変の後、丹羽長秀に自殺に追い込まれている。由己の『天正記（惟任謀反記）』には「堺の津在陣の織田三七信孝・惟住（丹羽）五郎左衛門長秀、此の由（本能寺の変）を聞き届け、織田七兵衛信澄は惟任所縁たり。又、將軍に對して、意趣なきに非ず。故に大坂に押寄せて、これを討果す。」と記している。信澄と信長との関係は悪くなかったようなので「意趣」は父親の件を指すと思われる。

さて、この僧の北庄までの道行に出てくる地名の多くが秀吉所縁の地である。勝家所縁の僧でありながら、「柳ヶ瀬」等の勝家所縁の地の名はみえない。特に「宿はと問へば木の本の」と秀吉が本陣をおいた「木之本」は強調している。

ここは織田信孝が蜂起し、秀吉が大垣まで出張っていたものの洪水で身動きがとれなくなっているところ、柴田が動いたという知らせをうけ、急いで木之本に向かうという劇的な場所である。

申の剋に大垣を立ち、戌の剋に木ノ本に着陣す、三十六町の路十三里、二時半時に懸け着く事、古今稀有の働きなり。（『天正記（柴田合戦記）』）

賤ヶ岳の合戦以前、秀吉は勝家の新城である長浜の城を落としている。木之本と長浜は近く、物資を集めるにも好都合な場所であった。そこで、秀吉は村々に触れを出し、木之本に食料を集めた。この合戦において重要な場所であり、秀吉の大返しともいわれ、栄光の道への道程であった。

また、『天正記（柴田合戦記）』では勝家と妻の小谷御方の辞世の和歌が書かれている。しかし、この能にはそのまま採用されていない。「明智討」の秀吉の和歌が直接用いられているのと対照的である。

さらぬだに打ぬる程も夏の夜の夢路をさそふ郭公かな

小谷御方

夏の夜の夢路はかなき跡の名を雲居にあげよ山郭公 勝家

さらに同書ではこの歌を渡された中村文荷の返歌「おもふどち打つれつつも行道のしるべやしでの山郭公」も記されている。

この曲では二人を項羽と虞美人に重ねつつ、中入り前の部分に「卯月」「花橘」「有明の月」「夏の夜の月」などのホトトギスの縁語をちりばめ

ている。ホトトギスは死者の魂を案内する鳥のイメージあり、それを連想してもらって仕掛けであると同時にこの和歌を知っている当時の観客に理解してもらえという作者の工夫でもあったのであろう。

末もり所縁の末裔の僧がワキとして登場し、勝家の菩提を弔うというのがこの能の趣向であった。それは、勝家が成仏するにもっとも相応しい相手であったからに他ならない。それ故、前場で既に正体を仄めかし、後場では弔いの報恩として最期を演じるのである。そして、それは主君を裏切った勝家を秀吉が討ったことが因果応報の上での正当性をも含んでいるものであった。

白拍子の成立—白拍子女の白拍子舞

安田 徳子

観阿弥は、賀歌・百万の「女曲舞」の末流である乙鶴から曲舞を習い、多彩な曲節主体の小歌節と組み合わせる能の「クセ」を作り、「物真似」主体であった猿楽を「舞」主体の能へと変容させたことは、世阿弥の「五音」などからよく知られている。

この乙鶴から学んだという「曲舞」

とはどんなものであったか。右の賀歌は、応永一五年（一四〇八）三月八日（二八日）に及ぶ後小松天皇の行幸の記録『北山殿行幸記』に、「白拍子加々と号舞曲観覧有。」とあり、『年中定例記』には「一、祇園会に加加と申す白拍子殿中へ参る。御折紙被下候。」とあるので、曲舞を舞う舞女は「白拍子」と呼ばれていたらしい。家塚智子氏によれば、「曲舞」という芸能が文献に登場するのは、建長七年（一二五五）の「伊予国神社仏閣等免田注記」が最初で、「当祖、曲舞は「道の曲舞」と呼ばれ、国家が保護する専業の芸能者によって担われていた」という（曲舞から「幸若舞」へ）（『国文学解釈と鑑賞』、二〇〇九・一〇）。また、麻原美子氏は、この「曲舞」の語の登場と入れ替わるように、「白拍子」の語が資料から消えているのは、「白拍子が消えて曲舞が登場するという芸能交代ではなく、同一芸統内での新旧の交替とみるべき」だと言われる（『曲舞の成立』（『幸若舞曲考』、新典社、一九八〇・九）。新旧の交替か、芸能の交替かは微妙だが、「白拍子賀歌」が舞う「曲舞」であるから、少なくとも「曲舞」が「白拍子」と無関係ということはありえない。

「白拍子」という芸能は、『兵範記』（仁安二年（一一六七）二月一四日条に、五節の淵酔後の遊芸で、「万歳楽」を舞った後、「次改曲、白薄様、又一遍、白拍子呪曲、又乱舞」と見えるのが古い記録である。翌日の一日は、建春門院御所の七条殿に参上しての諸芸披露でも同様に行われた。殿上淵酔は、荻美津氏に拠れば、「円融朝に廃絶した男踏歌を継受するものとして始められたもので、「延年の意義を担って、殿上の間に参内した公卿と殿上人によって、正月淵酔は予祝的、十一月淵酔は鎮魂祭の「タマフリ」的意義を担って、献盃とその後には歌舞が行われた。荻氏は、淵酔では伝統的宮中御遊とは異なり、管絃楽器は使用されず、「扇拍子」や「笏拍子」による歌舞であった（『殿上淵酔考』（『文化史の構想』二〇〇三・三、吉川弘文館）と指摘されている。即ち、淵酔の歌舞は、雅楽楽器による曲節の舞樂的舞ではなく、「踏む」「打つ」という拍子（リズム）を主体とする乱舞的な新奇な舞で、曲種も「朗詠」「催馬楽」などの古典的郢曲もあつたが、今様や散楽が盛んに行われ、その詞章も自由に書き替え、拍子主体の曲節を歌い舞ったようである。「白拍子」もその曲節の一つとして行われたか。『兵範記』にも見えた『万歳楽』は雅楽・舞樂でも祝言の曲としてよく上演されていたが、淵酔では乱舞で歌い舞われたようである。『梁塵秘抄口伝集』巻十四に、

右の『兵範記』より一年前の仁安元年十一月頃のこととして、今様の会が途中で中断され、参加者は「乱舞して水白拍子唱えてかへりぬ」とある。この「水白拍子」は「白薄様」とともに『五節間郢曲事』に詞章が載っており、元は今様曲であつたが、これを「白拍子」の曲節に作り替えたものという。

一方、「白拍子」は、寺院の法会や御読経の後の延年の終尾でも、遊僧や童によつて舞われた。『東大寺衆徒参詣伊勢太神宮記』に拠れば、文治二年（一一八六）二月、伊勢参詣後の宿坊で、夜を徹した宴遊が行われ、管絃や種々雑芸の中で、「小童子如意舞、白拍子之次轉大仏焼失之次第」を演じ、満座が哀傷に感涙したとある。また、建暦二年（一一二二）三月一日東大寺華嚴会の延年でも、勧修寺徳寿という僧が「白拍子」を演じ、その中で「俄雲一村覆、詠月和歌云白拍子歌云、老若貴賤を感涙しさせたという。寺社での「白拍子」は、縁起や仏縁をその場に合った和歌などを即興的に取り込みながら歌い舞うものであつた。

殿上や寺社などでは「白拍子」は、男性か男児によつて演じられていた。しかし、「白拍子」と言えば、「白拍子」を舞う専業の舞女を示すほど、女芸として知られたものである。観阿弥が学んだのも白拍子女の曲舞であつた。『玉葉』の治承二年（一一七八）五月一日条に「今日院に於て殿上人等乱遊、白拍子、女童部など参入し、御前に於て舞と云々。」とあるのが「白拍子女」で、女童部とともに、後白河法皇の御所で、殿上人に混じつて女芸を披露したのではないか。正治二年（一二〇〇）二月五日には、同じ院の御読経の後に、「喚白拍子女、召舞僧」「有別曲童」、遊芸が行われた（『明月記』）。白拍子女の記録としてはこれらが古い。前者は殿上人と童、後者は舞僧や曲童に加わつて芸を披露している。

を歌い舞ながら、さらに一周したという。謂わば、序・破・急で、拍子を「踏み」、舞台を「廻る」ものだった。これは、山田以文筆の踏歌図(速水行道安政二年校合の『江家次第』)及び荻氏の踏歌図に記された踏歌の舞に酷似している。前述した如く、淵酔では、踏歌を継承しつつ、踏歌を拍子舞に替えて、同じような形態で舞ったのが「白拍子」だったので

はなかるうか。特に、女踏歌は平安・鎌倉期も続けられていたから、女踏歌の舞女たちが、淵酔や延年で舞われた「白拍子」を舞うようになった。後白河院御所には『梁塵秘抄』からも知られるように、今様を歌う女たちが多くいた。「白拍子」を舞う舞女もこの御所に抱えられた可能性はあるう。彼女たちが「道の白拍子」と呼ばれ、世に男舞として持て囃された「白拍子舞」を伝えた。これを男が舞うこともあり、舞の名としては「曲舞」とも呼ばれるようになったのではなかるうか。

能楽を詠んだ虚子の俳句(二)

林 和利

【第三卷】
水仙や母のかたみの鼓箱

昭和二十一年一月二十六日。稽古会。小諸山廬。

旅にして誘はれもする謡初

(昭和21)

「東北」のシテあてがはれ謡初

(同)

蟬の竿杖ついて来る悪太郎

(同)

お茶うけの雛のあられに貝杓子

(昭和22)

能衣装うちかけしごと庭紅葉

十一月十九日。句謡会。鎌倉草庵。

(昭和23年)

老いてなほ稽古大事や謡初

十二月二十日。需めに応じて新年の句を作る。

(昭和24年)

能舞台地裏に夏の山入り来

五月三十一日。佐渡に遊ぶ。加茂湖畔、本間舞台泊り。

(昭和25年)

或時は江口の月のさしわたり

六月一日。佐渡、湯上、本間舞台滞在。此の日新潟、篠田旅館に帰る。

(同)

春雨のうた、ね覚めて謡かな

四月二十三日。野生居滞在。

(昭和24年)

明治四十年・能楽会式能を観て埋火につぎ足す炭を引くは誰ぞ

明治四十年・能楽会別会装束着て涕うちかめり国栖の仕手

有明に残る桜の二二片

(つづく)

令和三年度 例会報告

令和三年七月十八日

「能楽よもやま話」鬼頭家と能楽」

東海能楽研究会年報 第二十五号 合評会

十月十日

「謡曲「駒形狸々」の舞台について」

十二月十九日

「奥三河「花祭り」創設時の猿楽考

―豊根村下黒川の父尉と東栄町河内の尉面より―

「八雲琴について」

大正九年一月・細川侯母堂を悼む(十二月二十八日、三水会にて面謁)

御前にて乱舞せしより冬七日

昭和二年七月・松本長の関寺小町を聞く

有明に残る桜の二二片

鬼頭 晴義氏

加藤 洋輝氏

保田 紹雲氏

林 和利氏

東海能楽研究会年報 第二十六号

二〇二二年(令和四)三月三十一日発行

発行者 東海能楽研究会
代表者 林 和利

伝承文化研究センター

〒460-0007 名古屋市中区新栄二一六-111

<https://sites.google.com/site/tokanohken9ka/>

印刷者 共生印刷(株)